第十二条中「第十九条の十六第十五項」の下に「（第四号にあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項」を加え、同条ただし書中「都道府県の選挙管理委員会による」を削り、「は、当該」を「にあつては総務大臣又は」に改め、「場合」の下に「に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して法第十九条の十六第一項の規定による請求（次条第一項において「開示請求」という。）があつた場合」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

第十三条第一項中「三百円」の下に「（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあつては、二百円）」を加え、同条第二項ただし書中「三百円に」を「前項に定める額に相当する額に」に、「とし、三百円」を「とし、同項に定める額に相当する額」に、「が三百円」を「が前項に定める額に相当する額」に、「から三百円」を「から同項に定める額に相当する額」に改め、同項第二号ロを削り、同号ハ中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同号ニを同号ハとし、同号に次のように加える。

ニ　前条第四号に掲げる方法　少額領収書等の写し一枚につき十円

第十四条中「郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で」を「総務省令で定める方法により」に改める。

第十九条第一項ただし書中「が三百円」の下に「（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第十二条第三号」を「第十二条第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二条第四号」を「第十二条第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　前条において準用する第十二条第四号に掲げる方法　収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた政治資金規正法第十九条の十六第一項及び第二十条の二第二項の規定による請求について適用し、施行日前にされたこれらの規定による請求については、なお従前の例による。

総務大臣　鈴木　淳司

内閣総理大臣　岸田　文雄

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第五号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年一月一日とする。

外務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　岸田　文雄

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十四条第一項、第十六条第一項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号ハ中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は」を削り、同号ニ中「別表一の項リ」を「別表一の項チ」に改め、同条第三項第三号ホ中「フレキシブルディスクカートリッジ又は」を削り、同号ヘ中「別表七の項チ」を「別表七の項ト」に改め、同項第四号イ中「ハまで」の下に「及びヘ」を、「方法」の下に「（同号ヘに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）」を加え、同号ロ中「別表七の項リ」を「別表七の項チ」に改め、同号ハ中「別表七の項ヌ」を「別表七の項リ」に改め、同号ニ中「別表七の項ル」を「別表七の項ヌ」に改め、同号ホ中「別表七の項ヲ」を「別表七の項ル」に改める。